

通院が難しくなったときや、退院後、自宅等[※]でも医療を受けられます。

☆ 介護や支援が必要となったときは… ☆
お近くの地域包括支援センター又は市役所へ
お問い合わせください。

介護保険制度について

□ 介護保険の申請をすると、調査員の訪問調査及びかかりつけ医の意見書より、介護や支援の認定がされ、必要なサービスが受けられます。

□ サービスを受けるためには、ケアマネジャーにケアプランを立ててもらう必要があります。

* ケアマネジャーはかかりつけ医・お近くの地域包括支援センター等にご相談下さい。

**病院
診療所**

ケース
1

通院が困難となり、
通院から自宅等[※]での**在宅医療**へ

ケース
2

病状が進むなどで入院し、
退院後に自宅等[※]での**在宅医療**へ

在宅医療

～ 自宅等[※]で受ける医療 ～

※ 例えば、年齢・疾患・病状によって、自宅のほか高齢者住宅等のお住まいで、医療を受けることも可能。

在宅医療では

医師の指示のもと

それぞれの専門知識をもつ医療職が連携し
あなたの自宅等[※]を訪問することで
専門的なサービスを受けられます。



在宅医療を利用できる方（例）

通院が困難。
例えば…



難病などで
療養が必要



慢性疾患などで
できる限り
家で過ごしたい



たんの吸引などが
頻繁に必要

医師による在宅医療

訪問診療

計画的・定期的に、患者さんのご自宅などに
医師が訪問し、診療を行います。

往診

急変の際などに、不定期に、患者さんのご
自宅などに医師が訪問し、診療を行います。

かかりつけ医等は、ご本人の状態に応じ、
適切なサービスを受けられるよう、他の
医療従事者等へ指示を行います。

在宅医療で受けられる主なサービス

かかりつけ医等が自宅などでの療養が必要だと
判断した時に、以下のサービスを受けられます。

訪問診療	通院が困難な方のご自宅に 医師 が訪問し、診療を行います。
訪問歯科診療・ 訪問歯科衛生士指導	通院が困難な方のご自宅に 歯科医師・歯科衛生士 が訪問し、 歯の治療や入れ歯の調整等を通 じて食事を噛んで飲み込めるよ う支援を行います。
訪問看護 [*]	看護師 等がご自宅に訪問し、安 心感のある生活を営めるよう処 置や療養中の世話等を行います。
訪問薬剤管理 [*]	通院が困難な方のご自宅に 薬剤師 が訪問し、薬の飲み方や 飲み合わせ等の確認・管理・説 明等を行います。
訪問リハビリテーション [*]	通院が困難な方のご自宅に 理学療法士・作業療法士・言語 聴覚士 が訪問し、運動機能や日 常生活に必要な動作を行えるよ うに、訓練や家屋の適切な改造 の指導等を行います。
訪問栄養食事指導 [*]	管理栄養士 がご自宅に訪問し、 病状や食事の状況、栄養状態や 生活の習慣に適した食事等の栄 養管理の指導を行います。

* 医師の指示のもとで実施